

第5回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議)

日 時：令和2年4月14日(火)

11:30～

場 所：南棟2階 第3応接室

次 第

- 1 開 会
- 2 状況報告等
- 3 各部発言
- 4 本部長指示事項
- 5 閉 会

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)の対応状況

1 開催趣旨

- ・政府の「基本的対処方針」の変更を踏まえた対応の確認
- ・健康福祉部からの対応状況報告及び依頼

2 発生状況等

- (1) 県内 (令和2年4月13日現在)
感染者22名、そのうち4名退院
- (2) 県内の検査の実施状況 (令和2年4月13日現在)
418件 (陽性22件、陰性396件)
- (3) 国内 (令和2年4月13日現在)
46都道府県 (岩手県以外)

3 県の対応

(1) 態勢等

令和2年2月17日に青森県危機管理指針を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を設置。

令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び青森県新型インフルエンザ等対策本部条例を根拠とする「新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部)」に移行。

<本部会議の開催状況>

令和 2年 2月 17日	第1回本部会議
令和 2年 2月 28日	第2回本部会議
令和 2年 3月 11日	第3回本部会議
令和 2年 3月 18日	第4回本部会議
令和 2年 3月 23日	第5回本部会議
令和 2年 3月 25日	第6回本部会議
令和 2年 3月 26日	第7回本部会議
令和 2年 3月 29日	第1回本部会議 (移行後)
令和 2年 4月 2日	第2回本部会議
令和 2年 4月 8日	第3回本部会議
令和 2年 4月 9日	第4回本部会議

(2) 対策本部各部の対応

以下の対策等を実施 (アンダーライン: 前回本部会議から追加、変更)

【総務部】

- ・職員等の新型コロナウイルス感染拡大防止について庁内各課に通知

- ・各私立学校に対し、文部科学省からの注意喚起等の通知を周知
- ・各市町村に対し、総務省等からの注意喚起等の通知を周知
- ・国における所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限の延長を踏まえ県税（個人事業税）の申告期限の延長を決定
- ・出勤困難休暇及び時差出勤制度の拡充等について庁内各課に通知
- ・県有施設の使用料に関し、イベント・行事の中止等に伴う、前納された使用料の還付について、条例の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部局に通知
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する猶予制度についての周知を実施（リーフレット、県ホームページ掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（案）についての周知を実施（県ホームページに掲載）
- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い使用料及び手数料の支払が困難な方に対する猶予措置について、条例等の規定に基づき適切に対応するよう庁内各部局に通知

【企画政策部】

- ・青森県庁ホームページのトップページに、大きなバナーを配置し、「緊急事態宣言発令を踏まえたお願い」及び「県有施設休館のお知らせ」について周知するとともに、新型コロナウイルス感染症の各種情報へのメニューページへのリンクを張った。また、緊急情報欄を設け、新型コロナウイルス感染症に係る情報へのアクセス性を高めるとともに、新着情報は青森県庁 Twitter と連動させ、リンク先をツイート。更に、広報広聴課所管の各種媒体で、県民に対する広報を実施
- ・青い森鉄道(株)において、利用者に直接応対する駅員及び乗務員のマスク着用を義務付けしているほか、啓発ポスターを掲示。また、東北運輸局からの要請に基づき、車内や駅構内の放送等を通じ、テレワークや時差通勤等の呼びかけを実施するとともに、適切な車内換気を実施
- ・J R 及び青い森鉄道の主要駅並びに空港ビルに緊急事態宣言発出を踏まえたポスターを掲示するとともに、J R 主要駅及び青い森鉄道全駅においてアナウンス放送
- ・三沢航空科学館を臨時休館（4月11日～5月6日）
- ・総務省統計局からの通知に基づき、統計調査員に対し、「新型コロナウイルス Q & A」等を配布し、新型コロナウイルス感染症への対応について依頼
- ・感染症に係る正しい情報や感染防止対策、各種支援制度、各事業者の安全対策などを周知するための総合情報サイトを構築するとともに、情報発信を行う。
（予備費対応）

【環境生活部】

- ・県環境保健センターに整備計画に基づきウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターに予備費でウイルス検査機器を追加整備
- ・県環境保健センターへの兼務発令等による検査対応人員の増
- ・白神山地ビジターセンター等の所管施設での消毒液設置等の感染対策を徹底
- ・県消費生活センターにおいて、消費者に対し、デマに惑わされない冷静な購買

活動等呼びかけ

- ・ 県消費生活センターにおいて、消費者に対し、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意するよう呼びかけ
- ・ 県消費生活センターにおいて、来所での相談を希望する方に対し、事前の電話連絡を呼びかけるとともに、電話でのやり取りの結果、来所が必要となった場合は、マスク着用などの咳エチケット等に協力いただくよう呼びかけ
- ・ アピオあおもりにおいて、4月7日から当分の間、貸室の利用人数制限（収容人員の半数以下）、フリースペースの利用休止及び情報ライブラリーの一部休止（図書の貸出と返却のみ利用可）

【健康福祉部】

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等に対し、新型コロナウイルス感染症に関連する情報提供、院内及び施設内感染対策の徹底を依頼
- ・ 保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置
- ・ 二次医療圏ごとに「帰国者・接触者外来」を設置
- ・ 青森県環境保健センターに検査体制整備の依頼
- ・ 感染症指定医療機関に対して、感染症病床以外の入院病床の確保及び新型コロナウイルス感染症患者以外の入院制限を依頼
- ・ 「帰国者・接触者外来」設置医療機関及び新型インフルエンザ患者入院医療機関に対して、入院病床の確保を依頼
- ・ 医療施設等における感染拡大防止のための留意点について、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、各病院、各保健所に対して通知
- ・ 県民に対する感染予防対策の徹底等の呼びかけ（ラジオ、テレビ）
- ・ ウイルス検査に必要となる検査機器の整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症医療対策会議（2月28日）による医療提供体制の検討
- ・ 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」開始（3月10日～）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症医療対策会議」によるPCR保険適用及び医療提供体制等の協議・検討（3月13日）
- ・ 肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る公費負担医療について、緊急時は指定医療機関以外の医療機関でも受診できることを市町村、保健所、群市医師会、指定医療機関に対して通知
- ・ 特別支援学校等の一斉臨時休業による放課後等デイサービスの利用増により増加が見込まれる障害児通所支援に係る報酬に対し、県・市町村負担及び利用者負担分を国庫補助事業により補助
- ・ 児童福祉施設（児童養護施設や認可外保育施設等）における感染防止等のための備品等（子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気洗浄機など）の購入費について国庫補助事業により補助
- ・ 各関係機関、各病院に対して、新規採用職員等の海外渡航歴の確認及び自宅待機等の対応を依頼
- ・ 以下について、令和2年度予備費対応
 - 各保健所における体制強化の一環として、防護服等の追加購入

- 各保健所における相談等体制の強化（相談人員の継続配置）
- 医学的・疫学的観点から感染拡大のリスクを評価し、各種イベント等の実施の可否や規模、内容等について助言を行う「青森県新型コロナウイルス感染症アドバイザー」の設置

【商工労働部】

- ・ 中小企業者に対する支援策（相談窓口、融資制度等）について周知
 - ・ 地域金融推進協議会（R2.2.17）において、金融機関及び商工団体に対し、影響を受けた企業からの金融及び経営相談に適切に対応するよう要請
 - ・ 県内中小企業者への影響について、第3回目の調査を実施（4/6～4/13）
 - ・ 新型コロナウイルス関連で売上減少等の影響を受けている県内中小企業者について、県特別保証融資制度経営安定化サポート資金「災害枠」を3/11付けで適用したほか、補正予算で措置した融資枠の拡充（計200億円）及び信用保証料の補助（30%）について3/25から実施
 - ・ 青森県よろず支援拠点（21 あおもり産業総合支援センター内）の特別相談窓口において、3/14から土日・祝日の電話相談対応を開始
 - ・ 21 あおもり産業総合支援センターにおいて、ビジネスサポート販路開拓補助金に「新型コロナウイルス感染症対策特別枠」を追加（4/1から募集開始）
 - ・ 3/25に経済金融緊急連絡会議を開催し、国、県等の支援策について情報共有したほか、金融機関及び商工団体に対し、改めて支援策の活用及び金融の円滑化について特段の配慮を要請
 - ・ 商工団体等を通じて、県内企業に対し、発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の推奨、テレワークや時差出勤の推進等について依頼
 - ・ 県立職業能力開発校における施設内感染対策（消毒液設置、咳エチケット対策等）を徹底するとともに、万一学生等に感染症が発生した場合には出席停止及び休校等の措置を適切に実施
- また、修了式及び入校式については、手指消毒の徹底等を周知するとともに、来賓出席者等の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
- ・ 商工団体及び職業訓練施設等の関係機関に対し、海外への渡航歴がある者の対応について注意喚起の文書を発出
 - ・ 21 あおもり産業総合支援センターにおいては、4/7付けで原則対面による面談から電話・メール等での相談対応に切替

【農林水産部】

- ・ 県内グリーンツーリズム受入団体に対し、多言語コールセンターの利用等を周知
- ・ 消費者庁及び農林水産省からの通知を受け、「新型コロナウイルスの影響による中国産原材料の供給不足を受けた食品表示基準の弾力的運用」について、県ホームページにその概要等を掲載
- ・ 農林水産省、林野庁、水産庁からの通知を受け、各地域農林水産部において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長について受注者の意向確認を実施

- ・ 営農大学校に対し、学生等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について周知
- ・ 営農大学校卒業式について、学生や保護者等に対し、発熱や風邪の症状がある場合の出席の見合わせや手指消毒の徹底等を周知するほか、来賓出席者の絞り込みや校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を見直して実施
- ・ 営農大学校を3月9日(月)から3月19日(木)まで臨時休業とし、これに併せて学生寮も閉鎖（引き続き3月20日(金)から4月5日(日)まで春季休業）
また、令和2年3月12日(木)に開催予定の令和2年度の入校説明会を中止し、文書通知に変更
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う農林水産分野への影響を把握するため、農林漁家民泊の利用状況、牛乳の流通状況及び農畜水産物の流通状況等に関する調査を開始。今後、定期的に調査を実施しながら、必要に応じて国による対策の活用等を検討していく。
また、ホームページ等により、農林水産分野に関する県や国の対策等について情報発信していく。
- ・ 中国からの渡航者に対する入国制限措置に伴う農業分野の労働力不足の拡大及び企業の営業自粛等により自宅待機や休職となる労働者の増加が懸念されている状況を踏まえ、企業や労働者がワンストップで相談できる窓口をあおもり農林業支援センターに設置し、労働力を求める農業法人等とのマッチングを推進（緊急対応策・第2弾を踏まえた補正予算措置）
- ・ 営農大学校入校式について、会場の消毒、換気、マスク着用の徹底のほか、在校生や来賓出席者の絞り込み、校歌等の斉唱をCDで代用するなど、内容・規模を縮小して実施
- ・ 農林水産部関係団体・法人等に対し、職員の直近の渡航歴を把握の上、帰国後2週間を経過していない者に自宅待機等を要請することや、症状が出た場合は医療機関受診前に「帰国者・接触者相談センター」に連絡すること等の呼びかけを依頼
- ・ 県産農林水産物やその加工品等の県内での消費拡大を促すため、県内量販店、道の駅、産地直売施設などで県産品を購入して応募すると景品が当たる「県産品を買って元気あおもりキャンペーン」を5～7月に実施（令和2年度予備費対応）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、農作業に就く中国等の実習生を予定どおり確保できない農業者と、余剰労働力が発生している企業をマッチングするため、「農業労働力ワンストップ相談窓口」を設置

【県土整備部】

- ・ 各フェリー会社に窓口が多言語コールセンターに関する情報の掲示の協力を依頼
- ・ 青森空港内において、ポスター掲示及び多言語コールセンターに関する情報等を掲示するとともに、県HPへも多言語対応コールセンターや注意喚起について3カ国語（英・中・韓）で掲載
- ・ 青森空港内のドアノブ・手すりや手荷物カートハンドルの消毒といった清掃強

化

- ・空港利用者に対しホームページで注意喚起を実施
- ・道の駅等、不特定多数の人が集まる場所への消毒液設置などの感染予防策を依頼
- ・県営駐車場、県営柳町駐車場、岩木川浄化センター及び馬淵川浄化センターに消毒液を設置
- ・岩木川浄化センター、馬淵川浄化センター及び青い森公園内公衆トイレに感染症対策のポスターやリーフレットを掲示
- ・県道路公社が管理する有料道路の料金所・事務所において、徴収員のマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・工事等について、受注者から一時中止や工期延長等の申し出がある場合には、一時中止や設計図書等の変更（現時点で業務5件について一時中止及び履行期限の延期を実施→すべて業務再開済）
- ・国土交通省からの通知を受けて、建築工事において設備等の納品の遅れが生じた場合の完了検査の円滑な実施について、各特定行政庁、各地域県民局長及び各指定検査機関の長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、特定建築物、防火設備、建築設備、昇降機等の定期調査・検査の報告期限の猶予等について、各特定行政庁及び各地域県民局長に周知
- ・国土交通省からの通知を受けて、二級・木造建築士試験については郵送による受付及び受付期間の延長、宅地建物取引士に対する法定講習については自宅学習の実施等の簡略化
- ・国土交通省から公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知
- ・国土交通省から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について通知があり、各部局長及び部内各所属長等に対して周知

【観光国際戦略部】

- ・県ホームページに注意喚起及び外国人旅行者向けコールセンター（JNTO）の連絡先を掲載
- ・在留外国人向けに「やさしい日本語」で注意喚起を表現し、ホームページに掲載
- ・外国人旅行者及び在住外国人に対して緊急時の連絡先の周知や感染予防を目的としたリーフレットやチラシ等を作成し配布
- ・観光事業者等への影響について継続して情報収集
- ・県立美術館、浅虫水族館、アスパムにおいてマスク着用などの感染予防対策を徹底
- ・浅虫水族館のイルカショーを2月29日から中止
- ・観光事業者等に対する衛生対策等の説明会開催（3月16～17日、県内4か所、約180事業者）（健康福祉部及び商工労働部と合同で実施）

- ・青森県月例観光統計の調査対象となっている宿泊施設に対し、延べ宿泊者数の実績及び予約状況（1月～3月）について調査を実施
- ・本県観光客の動態調査や観光コンテンツの造成促進を実施する経費及び本県国立公園内の公衆トイレを洋式タイプに改修する経費を補正予算にて計上
- ・県内の一部観光事業者における臨時休業
- ・市町村観光担当課等との情報共有・連携の強化
- ・青森県立美術館、青森県営浅虫水族館を臨時休館（4月11日～5月6日）

【エネルギー総合対策部】

- ・量子科学センターにおいて手指消毒液の設置など感染予防対策を実施

【教育部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連した感染症対策等の情報について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ周知するとともに、参考として私立学校等へ情報提供
- ・文部科学省の通知を受けて、県立学校における
 - 卒業式（感染防止対策を講じ実施）
 - 臨時休業（3月3日（火）から学年末休業日まで）
 - 入学者選抜（感染防止対策を講じ実施）の対応について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、子どもの居場所の確保について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・文部科学省の通知を受けて、不特定多数が集まるイベント等を中止
- ・文部科学省から依頼を受けて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業実施状況（子どもの居場所の確保等）アンケート調査を実施中
- ・県立高等学校における生徒の指導が適切に行われるよう、一斉臨時休業期間中の分散登校の実施
- ・令和2年3月24日付け文部科学省の通知を受けて、県立学校における教育活動の再開について、県立学校、市町村教育委員会及び関係機関へ迅速に周知
- ・県立学校再開に向けた児童生徒・保護者への教育長メッセージをホームページへ掲載
- ・青森県立郷土館、三内丸山遺跡センターを臨時休館（4月11日～5月6日）

【警察部】

- ・新型コロナウイルス感染症に関連する悪徳商法等の取り締まりの強化
- ・災害対策用に備蓄しているサージカルマスクを、県警本部内関係課及び18警察署に配分し予防対策を徹底
- ・空港、港湾、医療機関等におけるトラブル防止のための警戒警備、各種犯罪抑止及び取締りの徹底、有事における迅速的確な対処を各警察署に指示
- ・感染者認知前・後などの段階ごとにおける各所属での対応についての情報共有を指示
- ・警察職員に対する諸対策継続の徹底、県の対策への支援、職員感染時における業務継続計画の策定
- ・県内感染者の発生を受け、警察本部長を長とする青森県警察新型コロナウイルス

ス感染症対策本部を設置するとともに、全警察署が警察署新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

【県庁舎・各合同庁舎】

- ・来庁者手が触れやすい箇所の拭き取り清掃の強化及び手洗方法などの啓発ポスター掲示

4 今後の対応

(1) 感染拡大の防止

感染者に対する医療措置や濃厚接触者の健康観察を適切に実施し、感染拡大の防止に向け、迅速かつ全力で対応する。

(2) 適時適切に必要な対策を実施

県内の状況等をしっかり把握し、県としてとるべき対応を検討の上、適時適切に必要な対策を実行に移し、今後の県内での健康被害、社会・経済への影響を最小限に抑える。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更 (新旧対照表)

(下線部分は改定箇所)

変 更 案	現 行
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施 に関する重要事項</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。<u>また、特定都道府県以外の都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。</u></p>	<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施 に関する重要事項</p> <p>(3) まん延防止</p> <p>⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。</p>

新型コロナウイルス感染症について

○ 県内の状況

1 感染者の状況

令和2年4月13日現在で感染者は22名であり、そのうち4名が退院した。

- ・ 3月23日判明分（1、2例目）
- ・ 3月25日判明分（3～6例目）
- ・ 3月28日判明分（7例目）
- ・ 3月30日判明分（8例目）
- ・ 4月 2日判明分（9例目）
- ・ 4月 3日判明分（10、11例目）
- ・ 4月 7日判明分（12例目）
- ・ 4月 9日判明分（13、14例目）
- ・ 4月10日判明分（15～17例目）
- ・ 4月11日判明分（18～22例目）

2 検査の状況

令和2年4月13日現在 418件（陽性22件、陰性396件）
（うち1例目発生（3/23）後の検査 324件）

3 相談センターの相談件数

別紙のとおり

これまで保健所に寄せられた相談件数(4月12日現在)

別紙

保健所	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
相談件数	87	1387	636	789	995	454	1768	3068	9,184
帰国者・接触者相談センター関係件数	36	122	263	368	567	298	972	966	3,592

* 相談件数に帰国者・接触者相談センターの件数も含む。

** 相談件数は1月下旬からの集計

*** 帰国者・接触者相談センターは2月6日からの集計

一週間の日ごとの相談件数(一般相談及び帰国者・接触者相談センター総計)

	東地方	弘前	三戸	五所川原	上十三	むつ	青森市	八戸市	総計
4月6日	3	106	30	47	56	28	68	183	521
4月7日	3	71	28	31	28	20	52	107	340
4月8日	5	64	32	23	37	18	104	98	381
4月9日	4	61	24	45	61	22	99	107	423
4月10日	3	72	27	56	62	15	83	116	434
4月11日	0	5	16	11	8	10	53	41	144
4月12日	0	3	7	12	8	6	39	21	96
計	18	382	164	225	260	119	498	673	2339

検査実施件数(4月13日現在)

検体数	418
陽性数	22
陰性数	396

新型コロナウイルス感染症コールセンター相談件数(4月12日現在)

相談対応件数	1566件
--------	-------

*3月10日設置

令和2年4月14日
健康福祉部

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養に係る人員確保依頼

1 経緯

今後、新型コロナウイルス感染拡大に伴い入院を要する患者が増大した場合、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあるため、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（軽症者等）には、PCR 検査陽性であっても、宿泊又は自宅での療養を行ってもらう必要がある。

県としては、これらの軽症者等のうち、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合は、宿泊施設における宿泊療養ができる環境を整える必要がある（現在、宿泊施設については調整中）。

2 依頼事項

国の「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」においては、宿泊施設に、宿泊療養を円滑に運営するため、全体統括責任者、総括ロジ班、保健医療班等の施設運営を担当する人員を配置する必要があるとしている。

各部局においては、施設運営に必要なこれらの人員について、ご協力いただきたい。